

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 北海道立総合体育センター除排雪業務
- 2 委託業務の内容 (1) 除雪業務
(2) 排雪業務
- 3 委 託 期 間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 公益財団法人 北海道スポーツ協会会長 荒 川 裕 生

住 所
受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

- 第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

- 第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第6条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第7条 委託者は、受託者に対して毎月、前月分の業務委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 業務委託料の支払場所は、北海道スポーツ協会支出命令者勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第8条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の解除権)

第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。
- (3) 第11条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、委託者に対して、委託業務料の10分の1に相当する額の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

第10条 委託者は、前条第1項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害があるときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

第11条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第12条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(相殺)

第13条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

委託業務処理要領

この要領は北海道立総合体育センター（以下「センター」という。）の除排雪業務（以下「委託業務」という。）の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項にあっても現場の状況に応じ、必要と認められる業務は契約の許容の範囲で行うこと。

1 使用機材

- （１）受託者は自走できる重機を準備し、業務に使用すること。重機の消耗品や燃料等については、受託者の負担とする。
- （２）使用する機材は事前に一覧表（車検証や保険加入書類などを添付）にして、委託者に提出すること
- （３）重機が入ることができない場所については、センター備品の手押し型除雪機（ヤナセ 11-22HST）を使用すること。燃料（軽油）については、受託者の負担とする。また、センター備品を亡失または毀損したときは直ちに委託者に報告し、指示を受けるものとする。
- （４）階段や段差、通路幅が狭い箇所など重機や除雪機が使用できない場所は、スコップを使用して除雪すること。

2 除排雪業務の範囲

別添「除雪作業配置図」のとおりとする。

3 委託業務の内容及び実施時間

（１）業務内容

- ア 除雪については、業務区域内の積雪が概ね 10 cm 以上ある場合、又は午前 4 時時点での降雪状況から午前 8 時までに 10 cm 以上の積雪が予想される場合に実施するものとし、前日 17 時に発表の天気予報などを参考に除雪作業に備えること。
- イ 第 1 駐車場、第 2 駐車場での除雪の雪は、甲が指定した場所に雪を堆積すること。
- ウ 第 1 駐車場の内の一部には、スノーポールを設置するが、作業にあたり施設通路やマンホール、グレーチング、縁石、外灯、立木等を破損することのないよう注意すること。
- エ コンサート興行など大規模イベントが開催される場合、第 2 駐車場は大型車両の出入りがあるため、場内の除雪の他に、道路から駐車場に侵入する出入口付近の段差を解消することと出入口の間口を十分に確保すること
- オ 南エントランスからレストラン前については、災害時の一時退避場所としても使用するもので、十分なスペースを確保するとともにイベント状況を勘案して計画的に実施すること。
- カ メインアリーナ屋外階段 A・B・C と「水と緑の広場」、「森のテラス」、メインアリーナ軒下の外周については、メインアリーナの非常口・避難通路となっているので、人が安全に避難できる通路を確保すること。
特に冬季期間のコンサート興行等の開催時には、雪により、外への避難通路が狭くなることや埋まることが想定されるので、イベント状況を勘案して計画的に実施すること。
- キ 「弓道場」の除雪作業については、射場・矢道は概ね 20 cm の積雪で除雪を行い、的場前は、的が見える状況を確保すること。また、堆積する雪については、矢道上部にある防矢ネットまで積上げない

こと。

ク 「弓道場」に堆積した雪は、4月からのイベントで使用できる状態に復旧（堆積雪の除雪の実施）すること。

（２）実施時間

ア 第１駐車場、第２駐車場の除雪は、概ね午前６～７時までに完了するように実施すること（豪雪時は除く）。

イ 北エントランスと南エントランスの除雪については、早朝から実施し、来館者がすれ違うことができるよう通路を確保すること（豪雪時は除く）。

ウ センターは住宅街に隣接しており、騒音などにも配慮して作業を行うこと。

（３）排雪作業

ア 札幌市が指定する雪堆積所のうち、受託者が最寄りの場所を選定し、所定の手続きを経て定めるものとする。

イ 排雪作業は、できるだけ駐車場内に堆積量がないよう計画的に実施すること。また、できる限りセンター休館日に排雪作業を実施すること。

（４）作業日報の提出

受託者は作業終了後速やかに除排雪作業日報を委託者に提出するものとする。

４ その他

（１）受託者は、あらかじめ業務対象箇所等の確認を十分に行わせるものとし、施設及び人、物に対する事件、事故の未然防止に努め、事故発生時の適正な処理と災害拡大防止措置により安全を図ること。

（２）除排雪作業中に器物破損した場合は（発見した場合も含む）、委託者の指定する職員に報告し、適切な措置を講ずること。

（３）業務中に近隣住民等から苦情または意見があったときには、丁寧に対応し、速やかに委託者へ報告するとともに適切な処置を取らなければならない。

北海道立総合体育センターの除排雪稼働実績

令和4（2022）年度

【除雪作業】

月	日数・時間					作業区分	作業場所・内容
	種別	日数	時間	(重機)	(手動)		
12	除雪ドーザ	4 日	10.50 H	6		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	3 日	15.00 H		3	除雪	南北エントランス
1	除雪ドーザ	2 日	5.00 H	4		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	3 日	12.50 H		3	除雪	南北エントランス
2	除雪ドーザ	6 日	10.50 H	12		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	6 日	19.50 H		6	除雪	南北エントランス、弓道場
3	除雪ドーザ	0 日	0.00 H	0		除雪	-
	ハンドロータリー	1 日	3.50 H		1	除雪	弓道場のみ
合計	除雪ドーザ合計	12 日	26.00 H	22		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー合計	13 日	50.50 H		13	除雪	南北エントランス、弓道場
計			76.50 H	22台	13人		

【排雪作業】

月	日数・時間		作業回数・車両台数		
	種別	日	時間	排雪回数	ドーザ ダンプ
1	除雪ドーザ	2 日	12.50 H		4 台
	ダンプ		12.50 H	42 回	6 台
2	除雪ドーザ	4 日	14.50 H		7 台
	ダンプ		5.00 H	55 回	2 台
3	除雪ドーザ	2 日	7.00 H		3 台
	ダンプ		7.00 H	44 回	7 台
合計	除雪ドーザ合計	8 日	34.00 H		14 台
	ダンプ合計		24.50 H	75 回	15 台
計			58.50 H	141 回	14 台 15 台

令和5（2023）年度

【除雪作業】

月	日数・時間					作業区分	作業場所・内容
	種別	日数	時間	(重機)	(手動)		
12	除雪ドーザ	1 日	2.00 H	2		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	1 日	3.50 H		1	除雪	南北エントランス
1	除雪ドーザ	7 日	8.00 H	8		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	10 日	44.00 H		8	除雪	南北エントランス、弓道場
2	除雪ドーザ	7 日	17.00 H	12		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	4 日	15.00 H		4	除雪	南北エントランス
3	除雪ドーザ	3 日	6.00 H	4		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	3 日	13.50 H		3	除雪	南北エントランス、弓道場
合計	除雪ドーザ合計	18 日	33.00 H	26		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー合計	18 日	76.00 H		16	除雪	南北エントランス、弓道場
計			109.00 H	26台	16人		

【排雪作業】

月	日数・時間		作業回数・車両台数		
	種別	日	時間	排雪回数	除雪ドーザ ダンプ
1	除雪ドーザ	2 日	7.00 H		3 台
	ダンプ		9.00 H	26 回	5 台
2	除雪ドーザ	4 日	24.50 H		5 台
	ダンプ		25.50 H	128 回	28 台
3	18 21:00 ~ 1:30	1	4.50 H		1 台
	18 21:00 ~ 2:00		5.00 H	13 回	5 台
3	除雪ドーザ	1 日	4.50 H		8 台
	ダンプ		5.00 H	201 回	49 台
合計	除雪ドーザ合計	7 日	36.00 H		16 台
	ダンプ合計		39.50 H	355 回	82 台
計			75.50 H	355 回	16 台 82 台

令和6（2024）年度

【除雪作業】

月	日数・時間					作業区分	作業場所・内容
	種別	日数	時間	(重機)	(手動)		
12	除雪ドーザ	3 日	4.08 H	4		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	1 日	3.07 H		1	除雪	南北エントランス
1	除雪ドーザ	3 日	7.00 H	6		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	7 日	20.50 H		7	除雪	南北エントランス
2	除雪ドーザ	9 日	22.03 H	17		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	4 日	19.45 H		4	除雪	南北エントランス
3	除雪ドーザ	2 日	3.00 H	4		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー	4 日	10.88 H		4	除雪	南北エントランス
合計	除雪ドーザ合計	17 日	36.12 H	31		除雪	P1. P2など
	ハンドロータリー合計	16 日	53.90 H		16	除雪	南北エントランス、弓道場
計			90.02 H	31台	16人		

【排雪作業】

月	日数・時間		作業回数・車両台数		
	種別	日	時間	排雪回数	除雪ドーザ ダンプ
12	除雪ドーザ	1 日	4.00 H		1 台
	ダンプ		4.00 H	25 回	5 台
1	除雪ドーザ	1 日	2.00 H		1 台
	ダンプ		0.00 H	12 回	0 台
2	除雪ドーザ	1 日	5.50 H		1 台
	ダンプ		4.50 H	12 回	5 台
3	除雪ドーザ	1 日	6.00 H		1 台
	ダンプ		6.00 H	29 回	4 台
合計	除雪ドーザ合計	4 日	17.50 H		4 台
	ダンプ合計		14.50 H	78 回	14 台
計			32.00 H	78 回	4 台 14 台